

規制の概要

特定毒物研究者の許可(法第3条の2第1項～第4項関連)

特定毒物を製造、輸入又は学術研究目的で使用する場合には、都道府県知事の許可が必要です。

関連条文

法第3条の2

法第3条の2

- 1 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者（以下「特定毒物研究者」という。）でなければ、特定毒物を製造してはならない。
- 2 毒物若しくは劇物の輸入業者又は特定毒物研究者でなければ、特定毒物を輸入してはならない。
- 3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者」という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。
- 4 特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない。